

「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の一部改正について

令和6年3月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

- 1 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）の施行に伴い、農林水産省協同組合等検査基本要綱第2の1に規定する検査の趣旨及び第2の2に規定する検査の視点に、同法の条項を加える。

【該当箇所】

- ・第2の1（23）
- ・第2の2（2）

- 2 その他
所要の改正を行う。

II 施行時期

令和6年4月1日